国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

作成日　2025/10/31
最終更新日　2025/10/31

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和7年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人 鹿屋体育大学
法人の長の氏名		金久　博昭
問い合わせ先		総務課　TEL：0994-46-4815　　E-mail：soumu@nifs-k.ac.jp
URL		https://www.nifs-k.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		【確認】 令和7年度第２回経営協議会（R7.6.24開催）において、国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等の報告について、スケジュールを確認しました。 令和7年７月28日に経営協議会委員へ全項目の適合状況の記載内容、対応状況等について、書面による意見照会を行い、令和7年度第３回経営協議会（R7.10.23開催）において、報告書（案）について内容確認、意見交換を行いました。
監事による確認		【確認】 令和7年度第２回経営協議会（R7.6.24開催）において、国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等の報告について、スケジュールを確認しました。 令和7年７月28日に監事へ全項目の適合状況の記載内容、対応状況等について、書面による意見照会を行い、令和7年度第３回経営協議会（R7.10.23開催）において、報告書（案）について内容確認、意見交換を行いました。

【ご意見・対応状況等】
＜全項目＞
〇意見
　コンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施しているか、実施していない場合には、その理由を説明するか）の考え方に基づき、実施していない場合は、「実施していない理由」を説明することが求められます。完全な実施が困難な場合、今後の取り組み予定や実施予定時期等を明確に説明（エクスプレイン）するという対応が必要です。実施していないことが直ちにマイナスの評価を受けるわけではないので、未実施のものを曖昧にすべきではありません。
　また、原則のうち、部分的に適合していない部分がある場合はその旨を明示すべきです。

〇対応状況
　ガバナンス・コードの全項目について、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の趣旨に則り確認・修正を行いました。未実施または部分的に適合していない項目については、理由および今後の対応方針を明記しております。

＜補充原則　１－４②＞
〇意見
　ユニバーシティ・デザイン・ワークショップへの参加は的を射たものですが、１年に一人だけ参加しています。学内のSD研修会、その他経営層も想定したセミナー・研修会への参加や大学地域コンソーシアム鹿児島での
FD・SD研修等、経営人材育成の方針に叶うコンテンツへの参加等も補足的に触れてよいのではないでしょうか。
　また、今後はトップセミナーを年間に数回開催することなども考えられます。

〇対応状況
　ユニバーシティ・デザイン・ワークショップに加え、学内開催のSD研修会や大学地域コンソーシアム鹿児島主催のFD・SD合同フォーラム等も活用し、学長・理事等が定期的に法人経営人材の育成状況を確認していることを追記しております。

		＜補充原則３－１－１①＞ ○意見 選任方法及び選任理由の公表は選定過程の透明性・公平性を確保するうえで重要です。経協委員の選任については、各委員の経歴を記載し、委員としてふさわしいと判断した理由を記載している法人もありますが、本学でそこまでする必要があるかご検討ください。 なお、理事の所掌の変更が行われましたが、重要な経営判断ですので、（いずれかのふさわしい箇所に）記載しておくことが望ましいと思われます。 ○対応状況 本学ウェブサイトに掲載している経営協議会学外委員の名簿に、「経営協議会学外委員の選考方針」に定める専攻分野及び任期期間を追記しております。 また、理事の所掌変更については「補充原則１－３⑥及び原則２－１－３」に記載しております。なお、理事の職務分担に関しては、社会連携担当理事に【男女共同参画推進に関する事項】を追記したものに変更し、該当のURLも更新しております。
		＜補充原則３－３－４＞ ○意見 選任方法及び選任理由の公表は選定過程の透明性・公平性を確保するうえで重要です。経協委員の選任については、各委員の経歴を記載し、委員としてふさわしいと判断した理由を記載している法人もありますが、本学でそこまでする必要があるかご検討ください。 なお、理事の所掌の変更が行われましたが、重要な経営判断ですので、（いずれかのふさわしい箇所に）記載しておくことが望ましいと思われます。 ○対応状況 学長選考・監察会議委員の学外委員の選考については、経営協議会の学外委員としているため、補充原則３－１－１①と同様、名簿に選考方針に定める専攻分野を記載し、該当の規則（URL）についても追加及び更新しております。

		＜補充原則　４－１②＞ 〇意見 ディプロマポリシーやカリキュラムポリシー自体は「方針」であり、「教育成果を享受することができたのかを示す情報」自体ではありません。（参考程度にURLを入れることは構いませんが）ここにはPROG、SCCOT、卒業後調査、全国学生調査など、具体的な情報を文章で記載したのち、それらをステークホルダーが閲覧するためのURLを置くべきです。 〇対応状況 　本学では、GPA、PROGテスト、SCCOTの各指標に基づた結果を公式ウェブサイトで公表しています。また、卒業時の満足度調査、卒業生へのアンケート調査結果や進路状況等も公式ウェブサイトで公表していますので、追記しております。
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っていません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

☑ **当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、**
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

☐ **当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。**

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しております。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		該当ありません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		本学は、学則第2条に定める「スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する理論と実践を教授研究し、もって豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的な指導者を養成するとともにスポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する理論や実践の深奥をきわめ、その進展に寄与する」という目的を実現するために、30年後を見据えた長期的なビジョン・目標を掲げる、新たな大学ビジョン"NIFS NEXT30"を策定しています。本ビジョンでは、「教育・学生支援」「研究」「国際化」「社会連携・社会貢献」に関する各目標を掲げており大学の基本的目標（令和４年度から令和９年度までの６年間の目標・計画）である第４期中期目標・中期計画と併せて取り組んでいます。 なお、大学ビジョン、中期目標・中期計画については、公式ウェブサイトで公表しています。 ●鹿屋体育大学ビジョン https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/nifs-next30/ ●中期目標・中期計画（令和４年度から令和９年度までの６年間の目標・計画） https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/announcement/plans/plan-4th/
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		本学の中期目標を達成するため、本学独自の進捗状況管理システムを整備し、中期計画に係る実行計画の進捗状況を毎年度エビデンスベースで検証しています。 また、本学の教育研究活動等を８領域（①教育課程、②学生支援、③学生受入、④研究活動、⑤管理運営、⑥施設設備、⑦社会連携・社会貢献、⑧中期目標・中期計画）に区分して、全領域の自己点検・評価を毎年度実施し、改善状況等を「自己点検・評価報告書」として公式ウェブサイトで公表しています。 さらに、"NIFS NEXT30"におけるアクションプランについても、進捗状況の確認を行っており、あわせて実績が出た事項から随時、本学公式ウェブサイトにて公表を行っています。 ●大学ビジョン"NIFS NEXT30" https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/nifs-next30/ ●教育研究活動等の自己点検・評価書 https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/announcement/eval/eval-04/ ●内部質保証及び自己点検・評価に関する規則 https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/extramural/3-c-7.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		本学は、「国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年4月1日規則第1号）」において役職員、審議機関及び事務組織等を定めており、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として「経営協議会」、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として「教育研究評議会」を置いています。 また、学長を補佐し法人の業務を掌理する理事の職務分担について、「国立大学法人鹿屋体育大学理事の職務分担について（平成16年8月5日学長裁定）」において、教務・学生・研究・国際交流担当、組織・運営担当、社会連携担当と3名の各理事の職務を定め、経営及び教学運営を分担しています。 更に、各機関については「国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会規則（平成16年4月1日規則第4号）」及び「国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会規則（平成16年4月1日規則第5号）」において具体的な審議事項を定めており、各機関の権限と責任を明確にしています。 なお、これらの規則及び議事要旨は本学の公式ウェブサイトで公表しています。 ●理事の職務分担 https://www.nifs-k.ac.jp/wp-content/uploads/2025/04/2-f-5.pdf ●経営協議会 https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/announcement/conference/management/ ●教育研究評議会 https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/announcement/conference/education/
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		従前の人事マネジメント方針を見直し、組織の活性化に資する望ましい人的基盤のあり方、構成員の能力を最大限に発揮させる公正かつ適切な人事制度の確立、ダイバーシティの確保等を含めた、総合的な「国立大学法人鹿屋体育大学人事マネジメント方針」を策定し、公式ウェブサイトで公表しています。 ●国立大学法人鹿屋体育大学人事マネジメント方針 https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/extramural/4-b-2.pdf
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		第４期中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画等を記載した中期的な財務計画を策定し公式ウェブサイトに公表しています。第４期中期目標期間における各年度の予算については、中期的な財務計画に基づいた予算編成方針を毎年度策定し、計画的に予算を配分しています。 また、人事院勧告については、勧告の内容や人事院規則の一部改正にかかる人事院説明会を参考にし、年内に当年度予算の試算を行い影響額を算出した上で準拠内容を検討し決定しています。決定した内容を反映させた規則の改正については１月の経営協議会にて審議し、同月の役員会で決定しています。 ●中期計画（別紙） https://www.nifs-k.ac.jp/images/uppdf/keiei/tyuukimokuhyou/dai4ki-keikaku.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		多様なステークホルダーに対する説明責任を果たすため、教育研究の費用及び成果等を記載した財務諸表や事業報告書を作成し、公式ウェブサイトで公表しています。このほか、財務状況の詳細や事業活動の費用等を詳しく解説した財務レポートを作成し、公式ウェブサイトで公表しています。 ●財務諸表、事業報告書、財務レポート https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/announcement/finance/
補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		役員、学長補佐等の選考規則等に基づきながら、実質としては多角的な観点から役員や学長補佐等を任命し、学長の法人経営を補佐するポストとして配置しています。 また、国立大学協会が開催するユニバーシティ・デザイン・ワークショップに理事・学長補佐等を参加させ、大学マネジメントに係るリーダー人材の育成に努めています。 なお、法人経営を担う人材を戦略的かつ計画的に育成するため、「国立大学法人鹿屋体育大学における法人経営人材の育成方針」を策定し、公式ウェブサイトで公表するとともに、学長、理事等は、学内開催のSD研修会や大学地域コンソーシアム鹿児島主催のFD・SD合同フォーラム等を通じて、定期的に法人経営人材の育成状況を確認することとしています。 ●国立大学法人鹿屋体育大学における法人経営人材の育成方針 https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/extramural/4-b-3.pdf
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		本学には、学長を補佐し法人業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときにはその職務を担う理事３人を置き、学長が任命しています（通則第７条、１０条）。 また、特に学長が指定した職務を助けるため、学長補佐を置き、選考規則に基づき学長が任命しています。 なお、理事、副学長、学長補佐については、「国立大学法人鹿屋体育大学理事の職務分担について（平成16年8月5日学長裁定）」「鹿屋体育大学副学長、学長補佐及び事務局長の職務分担について（平成１６年８月５日学長裁定）」においてそれぞれの職務分担を示し、特に令和7年度において、理事の職務分担の見直し（男女共同参画推進に関する職務の明確化）を行い、学長の意思決定や業務執行をサポートしています。その権限や役割については規則に定め公式ウェブサイトで公表しています。 ●理事の職務分担 https://www.nifs-k.ac.jp/wp-content/uploads/2025/04/2-f-5.pdf ●副学長、学長補佐、局長の職務分担 https://www.nifs-k.ac.jp/wp-content/uploads/2024/07/buntan_2-f-6.pdf
原則２－３－１ 役員会の議事録		本学の役員会は、「国立大学法人鹿屋体育大学役員会規則（平成16年4月1日規則第3号）」第4条に基づき月1回開催し、その他必要に応じ開催することとしています。 また、同規則では、次の事項を議決事項として十分な検討・討議を行っています。 （１）中期目標についての意見に関する事項 （２）中期計画その他法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 （３）予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 （４）大学、学部、課程その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 （５）内部統制に関する事項 （６）その他役員会が定める重要事項 令和6年度においては、定例8回、臨時５回の計13回開催し、その議決結果（議事録）は、公式ウェブサイトにて公表しています。 ●役員会関係 https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/announcement/conference/board/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則２－４－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		本学の理事（非常勤）には、社会との連携及び地域貢献に精通した人材を学外から登用しています。特に、鹿児島県庁職員として長年にわたり地域振興や社会連携の司令塔として活躍し、また、男女共同参画の要職を歴任するなど、鹿児島県の男女共同参画行政の中核的な役割を果たしており、法人経営にその豊富な知見と実績を活かし、経営層の厚みと多様性を確保しています。 なお、登用した理事については、公式ウェブサイトにおいて主な職歴、選定理由を公表しています。 ●役員等　https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/board/
補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		「国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会学外委員の選考方針」において、地域社会や全国的視野でのスポーツ界・産業界の意見を大学運営に反映させることを目的とし、１．競技スポーツ関係、２．生涯スポーツ関係、３．学校体育（大学体育）関係、４．高等教育関係、５．スポーツ産業、６．報道関係、７．地元関係の分野から選考することを定めています。なお、選考方針及びこれまでの会議の議事要旨、学外委員からの多様な観点のご意見及びそれに対応した結果については、公式ウェブサイトで公表しています。 また、経営協議会とは別に、法人経営に関する意見交換会を令和4年度に設置しました。これは、学外委員からの提案により法人経営等の改善事項等を明確化し、改善に向けた対応状況や効果について意見交換を行うもので、対応状況を公式ウェブサイトに掲載することにより改善をみえる形にし、実質的な法人経営の改善に繋げることとしています。 ●経営協議会 https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/announcement/conference/management/ ●法人経営に関する意見交換会 https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/announcement/conference/opinion-exchange/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		学長選考・監察会議は、学長選考を行うにあたり、鹿屋体育大学長に求められる学長像（国立大学法人鹿屋体育大学学長選考基準）を定め自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、意向投票の結果は参考としています。 なお、基準、選考結果、選考過程及び選考理由は公式ウェブサイトで公表しています。 ●選考理由・選考過程等 https://www.nifs-k.ac.jp/wp-content/uploads/2022/10/R2_gakucho_koji.pdf
補充原則３－３－１③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		本学における学長の任期や再任の可否については、学長選考・監察会議で充分な検討を行い「国立大学法人鹿屋体育大学学長の任期に関する規則」（平成27年10月23日規則第35号）において任期６年、再任なしと定めています。なお、学長の任期を６年、再任なしとすることで、中期目標・中期計画に対応しやすく、再任を意識せずにリーダーシップを発揮できるため、組織改革や意思決定がより効果的に進められます。 また、現学長の選考にあたり、就任後に学長自らが関与した中期目標・中期計画に沿って責任をもって大学運営に当たれるような仕組みを作るため、学長選考・監察会議で審議を行い、決定時期を就任１年前とすることとしました。 なお、その議論についても学長選考・監察会議の議事録にて公式ウェブサイトで公表しています。 ●国立大学法人鹿屋体育大学学長の任期に関する規則 https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/extramural/4-c-37.pdf ●学長選考・監察会議 https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/announcement/conference/provost/
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長選考・監察会議において、学長の解任に関する必要な手続きを進めることについて「国立大学法人鹿屋体育大学学長の解任の申出に関する規則」（平成27年10月23日規則第36号）を定め、公式ウェブサイトで公表しています。 ●国立大学法人鹿屋体育大学学長の解任の申出に関する規則 https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/extramural/4-c-38.pdf
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		学長の業務執行状況の確認は「国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議規則」（平成27年4月1日規則第28号）にその業務として定め、本学の中期目標の各事項に対応した中期計画のうち、学長選考・監察会議が特に施行状況の把握及び確認が必要であると認めた事項について、就任２年目以降毎年度１回学長に対して報告を求め評価点検を実施し、その結果を公式ウェブサイトに掲載することとしています。 ●学長選考・監察会議 https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/announcement/conference/provost/
原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		学長選考・監察会議委員の選任については、「国立大学法人鹿屋体育大学における学長選考・監察会議委員の選出方法」に基づき選出しており、経営協議会からの選出は、「国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会学外委員の選出方針」に定める地域社会や全国視野でのスポーツ界・産業界に係る選考分野に基づき選考された学外委員を選出し、教育研究評議会からの選出は、「鹿屋体育大学教育研究評議会における学長選考・監察会議委員の選考方針」に定める組織運営上の職責を有する者（国立大学法人鹿屋体育大学通則に定める役職）の中から教育研究評議会の意見（評議員からの推薦等）を聴いて学長が選考した者を選出しています。 なお、選出方法、選考方針は、公式ウェブサイトで公表しています。 ●学長選考・監察会議 https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/announcement/conference/provost/ ●国立大学法人鹿屋体育大学における学長選考・監察会議委員の選出方法 https://www.nifs-k.ac.jp/wp-content/uploads/2022/10/2-f-42_gakuchosenko_sennshutsu.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		令和４年度第１回学長選考・監察会議において、国立大学法人鹿屋体育大学は、現時点において国立大学法人法（平成15年法律第120号）第10条第3項に定める「二以上の国立大学を設置する場合」又は「管理体制の強化を図る特別の事情がある場合」に該当していないため、現学長の任期中は大学総括理事は置かないこととしました。
基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		情報の公表としては、公式ウェブサイトにおいて法人として公表すべき法定事項を「鹿屋体育大学について」として、また受験生、在学生、卒業生、企業・研究者、地域・一般の皆様などステークホルダーごとのページを設定し、本学の情報を積極的に配信・公表し、透明性を確保しています。 また、「国立大学法人鹿屋体育大学業務方法書」「国立大学法人鹿屋体育大学の業務の適正確保に係る基本計画」「国立大学法人鹿屋体育大学内部統制に関する規則」に、内部統制システムの整備や見直しについてを規定し、その体制については広く公式ウェブサイトにおいて「内部統制」のページとして公表しています。 なお、 内部統制責任者が行う内部統制システムの定期的な調査及び評価による日常的なモニタリングと、監事監査、会計監査人監査及び内部監査による独立的評価を行うことにより、継続的に業務の見直しを図ることとしています。 ●国立大学法人鹿屋体育大学業務方法書 https://www.nifs-k.ac.jp/images/files/outline/13-f-5v2.pdf ●内部統制関係 https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/announcement/internal-control/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		公式ウェブサイトにおいて、法人として公表すべき法定事項をカテゴリ「鹿屋体育大学について」として掲載し、また来訪者別（受験生、在学生卒業生、企業・研究者、地域・一般）、目的別（大学について、入試情報、学部・研究科、学生生活・就職、研究・産学連携、社会連携）の入口をメニューとして設け、利用者がアクセスしやすいサイト構成で大学の基本的な情報を公表しています。 法人経営に関しては、カテゴリー「鹿屋体育大学について」として取り纏めた中に「公表事項」として主な法定会議の議事録や財務関連情報等も一括して公表しています。 教育・研究に関しては入学案内情報と教育研究情報を分けた上で、学部や大学院教育に関しカテゴライズしながら情報を公表しています。 社会貢献活動等に関してはカテゴリーとして対象者別に「地域の皆様」を、目的別に「社会連携」を設け、「研究情報」としては「スポーツを科学するーRENKEI－」及び各教員へのインタビューによる「研究室訪問」で研究分野等を紹介しています。またトップページに大学概要や教育・研究に関する特集ページを掲載し紹介しています。 その他本学として最新の情報やピックアップしたい競技成績情報等は「NEWS & TOPICS」で各部署の担当者が速やかに掲載し、またその情報はXやFacebook、Instagramでも配信しています。 ●公式ウェブサイト　https://www.nifs-k.ac.jp/ ●大学概要のページ　https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/ ●入試情報のページ　https://www.nifs-k.ac.jp/examinees/ ●学部研究科のページ　https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/
補充原則４－１① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		公式ウェブサイトではトップページメニューに来訪者別（受験生、在学生、卒業生、企業・研究者、地域・一般）、目的別（大学について、入試情報、学部・研究科、学生生活・就職、研究・産学連携、社会連携）を配置し、利用者がアクセスしやすいサイトづくりに努めながら情報を公表しています。また手軽に閲覧できるようスマートフォンでの閲覧に対応したレスポンシブデザインであり、ユーザビリティも高いものとなっています。トップページには、大学概要や教育・研究に関する特集ページを掲載している他、来訪者の目に留まるようにスライドバナー等で目立つような入口を設け、各部署による更新が可能な「NEWS & TOPICS」から最新の情報を公表しています。 またX、Facebook、LINE、Instagram等による配信を行っています。本学の主な特徴である学生の競技成績の結果・活躍については、各課外活動に配置している学生の広報員からの情報提供をフロー化しており、そこからの情報等を活用し公式ウェブサイトにおける掲載に加え、X、Facebook、Instagramから速やかに配信を行っています。さらに広報誌「蒼天」を隔月発行し、主なステークホルダーである父母等関係者や在学生の出身高校、地域自治体や企業へ配布しています。また地元自治体と共に活動する地域密着スポーツブランド「Blue Winds」の活動として、LINEで本学学生の競技大会出場や結果を配信し、地域におけるスポーツの活性化に努めています。 なお、令和2年度からは本学学生が「NIFS学生広報スタッフ」として、学生の活躍等を短編動画としてYoutubeから配信する等、時代に沿ったもので、幅広いステークホルダー向けに公表しています。 地域の皆様へのお知らせとしては、近隣自治体の協力の下、本学チラシ「鹿屋体大News 」の回覧や市の広報誌への掲載を行い、公開講座等の本学の催しに多くのご参加をいただいています。 ●公式ウェブサイト　https://www.nifs-k.ac.jp/ ●鹿屋体育大学　Facebook　https://www.facebook.com/NIFSkouhou/ ●鹿屋体育大学　X　https://twitter.com/NIFSkouhou/ ●鹿屋体育大学　Instagram https://www.instagram.com/nifskouhou/ ●鹿屋体育大学 YouTube https://www.youtube.com/channel/UCDg9ucmqQmDJ5Mz54p7H1Pg ●広報誌 https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/public-relations/pr-brochure/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則４－１② 学生が享受できた教育成果を示す情報		学生が本学で身に付けることができる能力をはかるため、GPA、汎用的能力を可視化する外部試験であるPROGテスト、本学で開発したプレーヤー中心の考え方に基づいたコーチングを行うための行動・判断力を可視化するテスト（SCCOT）を実施し、各指標に基づいた評価・分析をおこなっており、その結果をまとめたNIFS-AP　Newsを公式ウェブサイトで公表しています。 また、卒業生を対象に実施している卒業時の満足度調査及び、卒業後3年・10年後の卒業生へのアンケート調査結果について、公式ウェブサイトで公表しています。 さらに、学部及び大学院生の卒業・修了後の進路について、業種ごとの就職者数及び主な進路先について、公式ウェブサイトで公表しています。 ●GPA・PROGテスト・SCCOT https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/physical-education/quality-assurance/ ●学生の満足度調査結果 https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/physical-education/quality-assurance/ ●卒業・修了後の進路状況等 https://www.nifs-k.ac.jp/campus-life/career-support/career-path-after-graduation/ ●体育学部のディプロマポリシー（学位授与の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/physical-education/diploma-policy/ ●体育学部のカリキュラムポリシー（教育課程編成の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/physical-education/curriculum-policy/ ●修士課程体育学専攻のディプロマポリシー（学位授与の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/graduate-school/master/#diploma ●修士課程体育学専攻のカリキュラムポリシー（教育課程編成の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/graduate-school/master/#curriculum ●修士課程スポーツ国際開発学共同専攻のディプロマポリシー（学位授与の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/graduate-school/joint-masters-program/#diploma ●修士課程スポーツ国際開発学共同専攻のカリキュラムポリシー（教育課程編成の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/graduate-school/joint-masters-program/#curriculum ●博士後期課程体育学専攻のディプロマポリシー（学位授与の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/graduate-school/doctor/#diploma ●博士後期課程体育学専攻のカリキュラムポリシー（教育課程編成の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/graduate-school/doctor/#curriculum ●３年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻の ディプロマポリシー（学位授与の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/graduate-school/joint-doctral-program/#diploma ●３年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻の カリキュラムポリシー（教育課程編成の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/graduate-school/joint-doctral-program/#curriculum

法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/